この保険のあらましと補償内容

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に 必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方、以下同様とします。)にも、このサイトに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み この商品は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

保 険 契 約 者 一般財団法人 自転車安全対策協議会

保険期間 2026年1月1日午前0時から1年間(以後、毎月1日・15日開始) ※継続契約は応答日の午後4時から開始となります。新規・継続ともに満期日の午後4時に契約は終了します。

2026年1月1日から2026年12月31日

申込締切 🗷 第1回目の申込締切日は2025年12月25日(以後、毎月10日締切 同月15日開始 毎月25日締切 翌月1日開始)

引受条件 (保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

●加入対象者:自転車会員サイクルメンバーズ●被保険者: <傷害補償>自転車会員サイクルメンバーズまたはその配偶者および同居の親族と別居の未婚の子を被保険者としてご加入いただけます。

【プランC1・F1】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【プランA1・B1・D1・E1】被保険者本人のみが保険の対象となります。 <賠償補償>全プランとも家族全員が対象となります。詳細は「補償の内容」をご確認ください。

●お支払方法:

以下の方法で、年間掛金として年会費・制度運営費と一緒に払込みいただきます。払込方法:一時払

クレジットカード決済。(WEB申込専用)

毎月受付を行っています。毎月10日と25日で申込みを締切ります。10日までに受付させていただいた会員は同月15日午前0時より、25日までに申込みいた だいた会員は翌月1日午前0時より補償を開始し、保険期間は 翌年応答日の午後4時までとなります。

満期前にご案内のメールを送付させていただきます。毎年インターネットでクレジットカード情報を更新する必要があります。

- ●中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
 ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- お申込方法:下表のとおりです。

500年起为法、自然的运动,任务的		
	ご加入対象者	お手続方法
	新規加入者の皆さま	WEBの加入依頼画面へ必要事項をご入力ください。
既加入者の皆さ	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	WEB会員画面よりお手続きください。 ご継続時にクレジットカードの登録が必要となります。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して 継続加入を行う場合	WEB会員画面よりお手続きください。
害	継続加入を行わない場合	お問い合わせ先に記載の取扱代理店までご連絡ください。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

(自転車傷害危険のみ補償特約セット プランA1・B1・C1)

被保険者が、日本国内において、自転車事故(自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故)によりケガ (※) をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス

- 性食中毒は含みません。
- (注1)「自転車傷害危険のみ補償特約」をセットしています。
- (注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- [急激] とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまで の過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予見されない出来事をいいます。 ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。 (交通傷害危険のみ補償特約セット プランD1・F1・F1)

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ ^(※) をされた場 合等に、保険金をお支払いします。

- (※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス 性食中毒は含みません。
- 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中(**)の事故 ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗 用具の火災 など
- (※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な 方法での搭乗を除きます。

保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③脳疾患、疾病または心神喪失 ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤外科的手術その他の医療処置 6戦争 外界のポカ行体 昇動 (テロ 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% (**1) ~100% (プランA1・B1・C1)、または78% (**2) ~100% (プランD1・E1・F1) をお支払いし 9外科的子州での記述の医療処値 ⑥戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 (*1) を除 きます。)、核燃料物質等によるもの ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補 (質性的をセットしない場合) 傷 ます。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障 害保険金額を限度とします。 類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 腰痛等で医学的他覚所見 (*2) のないもの ⑧頸 (けい) ・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合 (交通傷害危険のみ補償特約セットプランD1・E1・F1) ⑨無負格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができない おそれがある状態での運転

- (% 1)
- 「後遺障害等級限定補償特約(第1級〜第7級)」をセットしています。 「後遺障害等級限定補償特約(第1級〜第3級)」をセットしています。

日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由 により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等) の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につ

- き損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場
- ○位任での所有・医療・自体にという。 合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(**1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。) に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどを させた場合や他人の財物を壊した場合
- ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(*2)を壊したり盗ま
- 4説って線路に立ち入ったことなどにより電車等(*3)を運行不能にさせた場合(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人

イ. 本人の配偶者

- ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- 本人おたはての配筒台の内店の木類のサイン、本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
 カ・イ・からエ・までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の影響する方は、または、その表情無能力者を指する事故にもまず、または、その表情無能力者の思なした。
- 無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎ ります。
- なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。

- ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子 事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物

- 動物、 植物
- ・自転車、ハンググライダー、パラグラジコン模型およびこれらの付属品 パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、
- ラジコン模型およびこれらの付属品
 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、 航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原 動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高 さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のた めの田具

- めの用具
- -タやプログラム等の無体物

・漁旦

・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上 の乗用具をいいます。

- に船舶に搭乗している間の事故
- ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以 外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭 乗している間の事故

来している間の事品 グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空 機に搭乗している間の事故 ③グライダー

(4被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、 清掃の作業に従事中のその作業に直接起因 する事故

(自転車傷害危険のみ補償特約セット プランA1・ B1 · C1)

- (1) 自転車による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。) の間の事故 など
- (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とし
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学 (% 2)的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

①故意

②戦争、 外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きま す。)、核燃料物質等による損害 地震、噴火またはこれらによる津波

③地震、

- ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責
- ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対 する損害賠償責任
- 祖 被保険者が所有、使用 対について、その財物に ⑥受託品を除き、 する財物の損壊について、その財物について正な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任

- ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または 殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の 車両(*1)、銃器の所有、使用または管理に起因す る損害賠償責任
- ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由によ り生じた損害

・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体 の公権力の行使
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、 虫食い
- ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故ま たは機械的事故 ・置き忘れ (*2) または紛失
- ・詐欺または横領
- 雪、雹(ひょう) みぞれ、あられまたは融雪 水の浸み込みまたは吹き込み
- 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受 託品の損壊または盗取 など 託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア. からエ. までのいずれかに該当する

- ものを除きます。 主たる原動力が人力であるもの ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート 身体障がい者用の車(*3)および歩行補助車で、 原動機を用いるもの

- 工、移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用
- に供するための身体障がい者用の車いす等の 車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させること ができるものを除きます。
- 補償内容が同様のご契約 (*1) が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください (*2)。 (注)
- (※1) 傷害保険の他、
- 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象 外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車 (*1) およびその付属品 (*2) をいいます。 (※1) 2輪以上の車 ペダルのない二輪遊具、レールにより運転する車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。) および幼児用の3輪以上の車を除きます。 (※2) その付属品積載物を含みます。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用 小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、 船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(**1) および同性パートナー(**2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思 (同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思) をもち、
 親族	同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。 6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。
	ておまでに婚姻歴がないことをいいます。 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

| ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

- この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。 クーリングオフ
- ご加入時における注意事項
- ●ご加入の際は、WEBの加入依頼画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。

- WEBの加入依頼画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 ご契約者または被保険者には、告知事項 (※) について、事実を正確にご回答いただく義務 (告知義務) があります。
 (※) [告知事項] とは、危険に関する重要な事項のうち、WEBの加入依頼画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★他の保険契約等 (※) の加入状況
- 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払 責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入または入力されなかった場合または事実と異なることを記入または入力された場合は、ご契約を解除することや、保険 金をお支払いできないことがあります。
- ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により 被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入後における留意事項
- WEBの加入依頼画面にご入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 団体の除者による解除情報、(神保除者解析制度) についてこ
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代 理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 ●被保険者は、
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あら かじめご了承ください。
- ●期間中のプラン変更はできません。 <重大事由による解除等>
- ●保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると 認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものと して保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時(継続加入の場合は応答日の午後4時)に始まります。

*毎月10日と25日受付。10日受付分は同月15日に、25日受付分は翌月1日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 ●被保険者の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 ●被保険者が法律上の賠償責任に負担される事故院会生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン
- の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。 主)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる
- 「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となり ます。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●保険金のご請求にあたっては、下記に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

- 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 例)保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
- 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類
- メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など 例)傷害状況報告書、事故証明書、就業不能状況報告書、

保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類

- 場合の住長、休候の外家の価値、損害の侵援のよの行情をの配付、役団の住長等が確認できる書類例)①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察レントゲン(写)、休業損害証明書、源泉徴収票、所得を証明する書類、災害補償規定、補償金受領書②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 | 診察券(写)、運転免許証(写)、 |領書|| など
 - - 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
- 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 例)同意書 など

- 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 例)示談書*、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
- 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 例)他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書
- 保険の対象であることが確認できる書類 売買契約書(写)、保証書 など
- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できるこ とがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 ●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場
- 合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券をご確認ください。
- 保険金をお支払いできない主な場

本サイトの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

中途脱退と中途脱退時の返れい金

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保 険料を返還しません。

また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお 支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻 時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

- 個人情報の取扱いについて
- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 ●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、 ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入またはご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数 ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連 絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 □保険金額 □保険期間 □保険料、保険料払込方法 □満期返れい金・契約者配当金がないこと

ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、 以下の項目は、保険者を正じく算品したり、保険金を適切にあ文払いしたりする際に必要な項目です。内容を正しく告知されているかをご確認ください。)。 □被保険者(保険の対象となる方)の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。 □パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。 □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いたださましたか。 【補償重複についての注意事項】 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約から でも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認 いただき、補償・特約の要否をご判断ください。 【家族全員補償プランにご加入になる方のみご確認ください】 □被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されて いますので必ずご確認ください。